



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

川崎市生活文化会館 第5期 指定管理者 の募集について



川崎市生活文化会館①

1 施設概要

川崎市生活文化会館は、もとは昭和44年に旧高津区役所として竣工した施設で、昭和60年に市内の技能職団体（川崎市技能職団体連絡協議会）からの技能会館建設の要望書を受け、平成8年に建物をリフォームして開館しました。愛称は一般公募で選ばれた「てくのかわさき」であり、「て=手芸」、「く=工芸」、「の=技能」を表しています。

なお、平成18年4月1日より、指定管理者制度を導入し、現在は公益財団法人神奈川県労働福祉協会が管理運営を受託しています。



2 特色

生活文化会館は、本市技能職者の拠点施設として、市民の理解を深め、技能職者の交流及び技能水準の向上を図り、技能を尊重する社会の形成及び技能の振興に寄与することを目的として建設されました。そのため、研修室、会議室等の他、理容・美容、洋裁、工作、調理、陶芸の各実習室が整備されています。

また、キャリアサポートかわさき等の就業支援施設、福祉パルたかつ等の福祉施設等の多様な施設が入居する、技能振興・雇用・中小企業振興・福祉の複合施設となっています。

川崎市生活文化会館②

3 所在地 高津区溝口1丁目6番10号

4 規模

(1) 構造規模 鉄筋コンクリート造5階建
(塔屋2階)

(2) 敷地面積 1,765.91m²
延床面積 3,752.18m²



川崎市生活文化会館案内図

5 施設内容

1階 研修室(2)、陶芸実習室、工作実習室、技連協研修室

2階 ホール(椅子のみの場合170席)、研修室、管理室、喫茶ほっと

3階 経済労働局中小企業溝口事務所、福祉パルたかつ(高津区社会福祉協議会)、川崎市老人福祉施設事業協会、かわさき若者サポートステーション

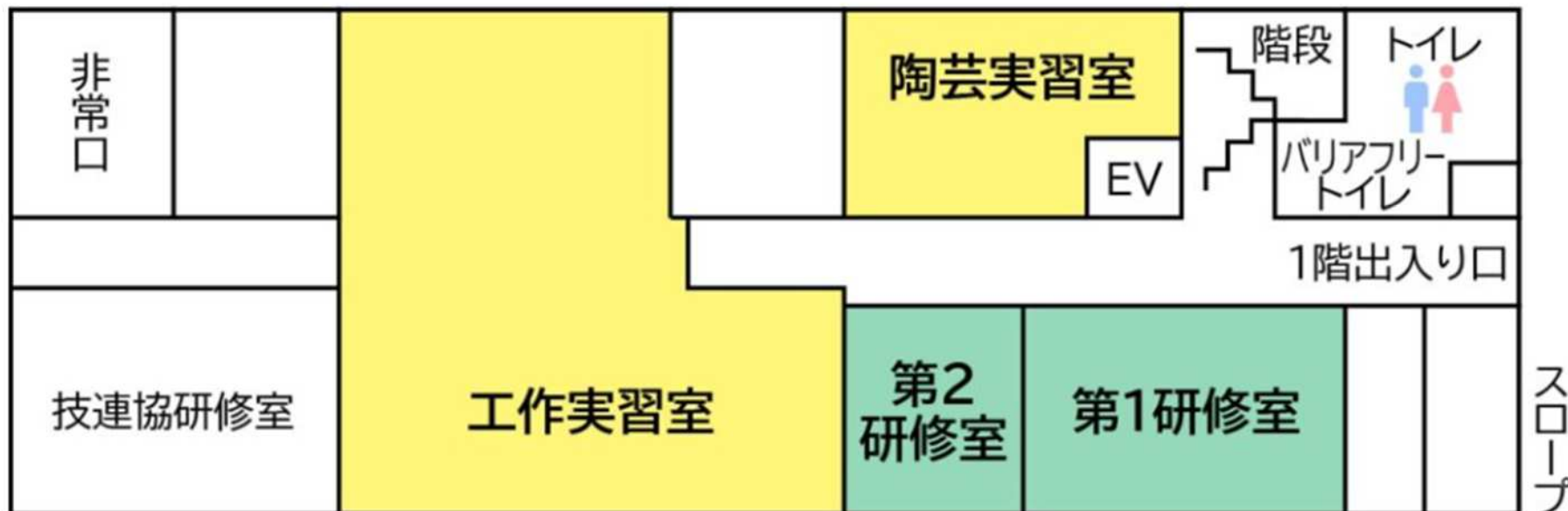
4階 会議室、展示場、技連協交流室、教育委員会地名資料室、日本地名研究所

5階 研修室(2)、和室、調理実習室、洋裁実習室、理容・美容実習室、談話室、キャリアサポートかわさき

屋上階 大気観測所塔屋

川崎市生活文化会館フロア詳細①

1階



貸室

・ 陶芸実習室



陶芸等の利用のための施設。電動ろくろや陶芸がまなどの設備が使用可能

・ 工作実習室



木工や園芸などでの利用の他、ダンスなどでも使用されており、昨年度床面の補修工事を実施

・ 第1研修室

・ 第2研修室

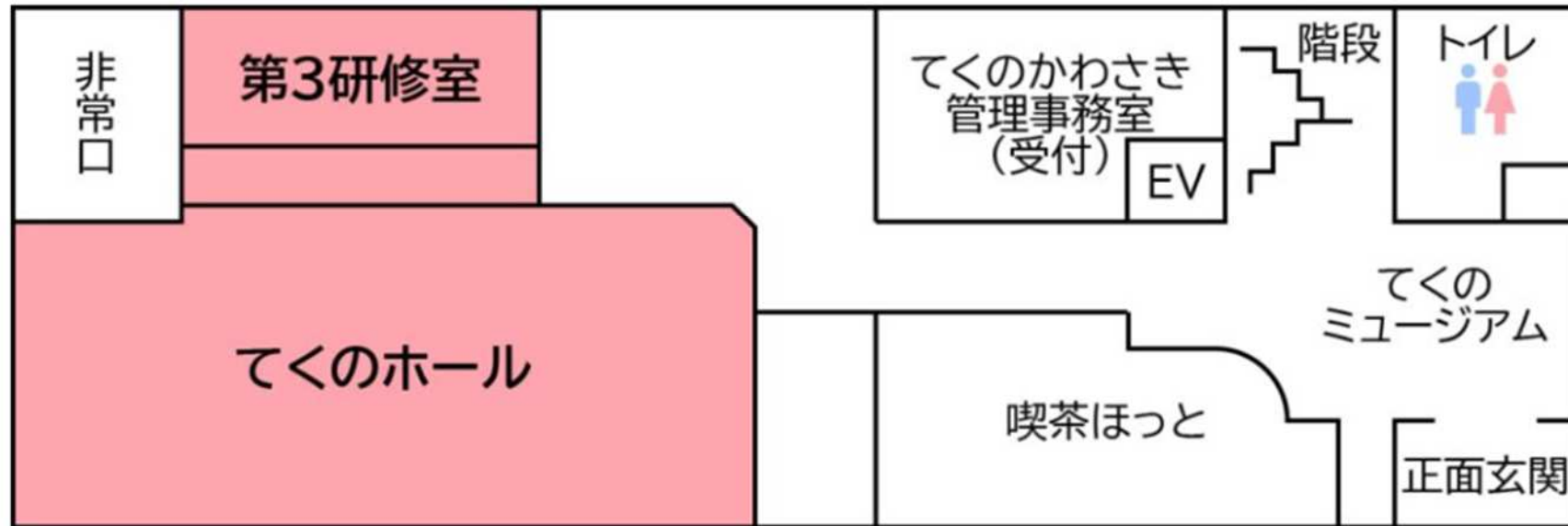
入居機関・団体

・ 川崎市技能職団体連絡協議会（研修室）

※仕様書5－(5)「その他収入」基準により、光熱水費の徴収業務等を担っています。

川崎市生活文化会館フロア詳細②

2階



貸室

- ・ てくのホール



会館最大の貸室で、研修会からパーティ、発表会などに使われています。机を使うと96名、椅子席だけの場合は170名まで収容可能

- ・ 第3研修室



てくのホールと一体で使用することも可能で、その場合は大規模な講習会等にも対応

入居機関・団体

- ・ 喫茶ほっと

※仕様書5－(5)「その他収入」基準により、光熱水費の徴収業務等を担っています。

- ・ てくのかわさき管理事務所（指定管理者事務所）

川崎市生活文化会館フロア詳細③

3階

非常口	福祉パルたかつ (高津区社会福祉協議会) (溝口地域包括支援センター)	川崎市経済労働局 中小企業 溝口事務所	階段	トイレ
		バリアフリー トイレ	EV	
		川崎市 老人福祉 施設事業 協会	川崎市 青少年育成連盟	コネクションズ かわさき

入居機関・団体

※仕様書5-(5)「その他収入」基準により、光熱水費の徴収業務等を担っています。

- 福祉パルたかつ（高津区社会福祉協議会）
 - 川崎市老人福祉施設事業協会
- 健康福祉局所管
- 川崎市経済労働局 中小企業溝口事務所
 - 川崎市青少年育成連盟
 - かわさき若者サポートステーション
(コネクションズかわさき)

川崎市生活文化会館フロア詳細④

4階



貸室

・ 展示場



展示パネルや机を使って、自由にレイアウトすることができ、会議室など多目的に利用する事が可能

・ 会議室



会館最大の会議室で、インターネットを活用したプレゼンや、会議などで利用

入居機関・団体

- ・ 教育委員会（地名資料室）
- ・ 日本地名研究所
- ・ 川崎市技能職団体連絡協議会（交流室）

※仕様書5－（5）「その他収入」基準により、光熱水費の徴収業務等を担っています。

川崎市生活文化会館フロア詳細⑤

5階



貸室

・ 洋裁実習室



・ 理美容実習室



・ 調理実習室



・ 和室

・ 第5研修室

・ 第4研修室

・ 談話室

入居機関・団体

・ キャリアサポートかわさき

※仕様書5－(5)「その他収入」基準により、光熱水費の徴収業務等を担っています。

施設運営に関する業務

- 1 施設利用者の円滑な利用の促進とサービスの提供
 - ア 利用時間及び休館日
 - (ア) 利用時間 午前9時から午後10時まで
 - (イ) 休館日 12月29日から翌年の1月3日まで
 - イ 施設等の利用に供する業務
- 2 ふれあいネットに関する業務
- 3 日報の作成業務
- 4 技能に関する資料等の収集及び提供に関する業務
- 5 技能職に関する道具の保管・展示に関する業務
- 6 技能水準の向上を図るための研修会、講習会等の開催に関する業務
- 7 市民が技能への理解を深めるための行事の開催及び情報発信に関する業務
- 8 技能職者の人材確保、後継者育成に向けた支援に関する業務
- 9 会館施設の稼働率向上の取組に関する業務 等

施設の維持管理に業務

- 1 施設管理業務
（仕様書 別添資料 6）
- 2 各種施設維持管理業務
（仕様書 別添資料 7 ～ 1 8）
- 3 管理施設等の修繕業務
1 件 1 0 0 万円（消費税及び地方消費税含む）までの修繕
⇒ 原則として指定管理者負担
※年間累計限度額の標準額 2 0 0 万円
- 4 緊急修繕業務
- 5 修繕計画の作成業務
- 6 樹木の維持管理業務 等

施設の管理運営に係る業務

1 事業計画書の作成業務

- ・ 事業計画
- ・ 施設及び指定管理者の収支予算
- ・ 人員配置計画 等

2 事業報告書の作成業務

- ・ 業務の実施状況
- ・ 施設等の利用実績（利用率・利用人数等）
- ・ 市悦及び指定管理者の収支決算書、又はそれに類する書類 等

3 関係機関等との連絡調整業務

市や技能職団体、入居している事業所 等

4 関係機関等への協力業務

5 セルフモニタリングに関する業務

（仕様書 別添 資料１９）

6 各種統計等の資料作成及び調査の回答業務 等

令和6年度指定管理者実施講座（一部）※業務基準7関係

No	講座名	会場	内容
1	季節を楽しむ和菓子教室	調理実習室	和菓子作りを通じて、季節の移り変わりを楽しむ
2	てくのクッキング	調理実習室	世界各国の料理を作ります
3	フラワーアレンジメント教室	工作実習室	プリザーブドフラワーアレンジメント作りを学ぶ
4	浴衣着付教室	和室	着物・着付けの仕方を学ぶ
5	ミシン入門教室	洋裁実習室	簡単な服飾品を製作し、ミシンの操作方法を学ぶ
6	かわさきマイスターに学ぶアイロンがけ教室	工作実習室	アイロンがけの職人の極意を学ぶ
7	かわさきマイスターに学ぶ食品サンプル作り体験教室	工作実習室	本物そっくりな食品サンプル製作教室
8	かわさきマイスターに学ぶお正月飾り講座	工作実習室	お正月を豊かに迎えるための生花による飾り製作
9	お正月 おせち料理教室	調理実習室	おせち料理作りを学ぶ
10	かわさきマイスターが教える生け花体験	工作実習室	自由な生け花体験

●夏休みものづくり体験教室

No	講座名	会場	内容
1	かわさきマイスターが教えるミシン教室	洋裁実習室	古着をリメイクし、ミシンできんちゃくづくり教室
2	大工さんが教える親子イス作り体験教室	工作実習室	子ども用イスの製作体験
3	かわさきマイスターが教える親子工作教室	工作実習室	親子で工作おもしろダーツづくり教室
4	かわさきマイスターが教える親子友禅染め体験	工作実習室	かわさきマイスターによる友禅染めの体験教室
5	左官屋さんが教える親子で光る泥団子づくり	工作実習室	光る泥団子製作

指定管理者収支実績（令和6年度）

●収入の部

（単位：千円）

費 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
指定管理料	4 6, 0 4 2	4 6, 0 4 2	
事業収益	2 9, 6 8 2	2 9, 1 0 9	会議室等・駐車場利用料、受講料
受取負担金	2, 8 0 0	2, 8 7 9	光熱水費分担金
その他	9 2 0	1, 3 0 3	自動販売機、ケータリング、 コピーサービス 他
補償金	0	1, 2 8 7	光熱費補償金
（合 計）	7 9, 4 4 4	8 0, 6 2 0	

●支出の部

費 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
人件費関係	3 4, 8 0 0	3 6, 5 2 6	給与・手当、法定福利費 他
事業関係経費	1 5, 1 6 7	1 5, 7 3 7	施設管理委託費 他
管理運営経費	2 5, 4 5 2	2 4, 1 2 0	光熱水費、修繕費、賃借料 他
租税公課	4, 0 2 5	3, 8 9 7	消費税納付額等
法人会計への繰越入金	0	3 4 0	指定管理法人収益
（合 計）	7 9, 4 4 4	8 0, 6 2 0	

指定管理の状況

●運営手法等について

区 分	運営手法	指定管理期間		指定管理者
第 1 期	指定管理者制度 (利用料金制)	5 年間	平成18年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	(公益財団法人) 神奈川県労働福祉協会
第 2 期	指定管理者制度 (利用料金制)	5 年間	平成23年 4 月 1 日から 平成28年 3 月31日まで	(公益財団法人) 神奈川県労働福祉協会
第 3 期	指定管理者制度 (利用料金制)	5 年間	平成28年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月31日まで	(公益財団法人) 神奈川県労働福祉協会
第 4 期	指定管理者制度 (利用料金制)	5 年間	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月31日まで	(公益財団法人) 神奈川県労働福祉協会
第 5 期 (予定)	指定管理者制度 (利用料金制)	5 年間	令和 8 年 4 月 1 日から 令和13年 3 月31日まで	募集予定

※指定管理料 (年額) 令和 6 年度 4 6 , 0 4 2 千円 (別途光熱費等にかかる補填あり)

想定スケジュール

令和7年8月6日（水） 募集の告示

募集の告示から約1か月間 募集要項・仕様書の配布

令和7年9月10日（水） 応募締め切り

令和7年9月26日（金） 選考

令和7年12月 議会議決審査

※上記は、現時点での募集予定スケジュールです。